

議案第44号

石岡市営住宅管理条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市営住宅管理条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成28年2月23日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

「学校教育法」及び「福島復興再生特別措置法」の一部改正に伴い、所要の改正を行うため。

石岡市営住宅管理条例の一部を改正する条例

石岡市営住宅管理条例（平成17年石岡市条例第164号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第4号ア（ウ）中「小学校就学の始期」を「小学校，義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部就学の始期」に改める。

第7条第3項中「第30条」を「第40条」に改める。

附 則

この条例は，平成28年4月1日から施行する。